

農用地等買入手数料徴収規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県農業公社（以下「公社」という。）が、農地中間管理機構の特例事業の実施に関する規程に定めるところにより、農地中間管理機構の特例事業として行う農用地等の買入れを行う場合において、公社が徴収する手数料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第2条 手数料の額は、次の表に掲げる額とする。

事業項目	手数料の額
買入れ	買入価格の100分の2に相当する額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

(徴収の時期及び方法)

第3条 手数料の徴収時期は、公社が所有者に買入れ代金を支払う日とし、当該代金から差し引くことにより徴収する。

(手数料の減免)

第4条 理事長は、特別の事由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を減免することができる。

(委任規定)

第5条 この規程に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 昭和50年4月1日制定の「土地売買等手数料徴収規程」は、この規程の施行の日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成6年4月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人

の設立の登記の日から施行する。(平成 24 年 4 月 1 日)

附 則

- 1 この規程は、農地中間管理事業の実施に関する規程の制定の日(平成 26 年 3 月 28 日)及び農地中間管理機構の事業の特例事業の実施に関する規程の制定の日(平成 26 年 6 月 2 日)から施行する。
- 2 農地保有合理化事業で買入れ、交換及び借入れた手数料の徴収は、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の改正前に買入れ、借入れ等を行った農用地等の手数料については、なお従前の例による。